

物品等の納品・検査手続きについて (取引業者の皆様へ)

作成日: 令和5年10月27日

独立行政法人国立文化財機構

【目次】

1. はじめに
2. 用語の解説
3. 検査窓口の場所
4. 納品・検査手続き
5. Q & A

1. はじめに

当機構との取引につきまして、日頃から御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

当機構におきましては、会計不正防止対策の一環として検査窓口を設置し、検査体制の強化を図っております。

検査窓口の場所及び納品・検査手続き等について、令和5年4月1日より本資料でお示しする運用となりましたので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

2. 用語の解説

本資料における下記の用語について解説いたします。

- 検査**⇒取引業者から物品等が納品された際、給付の内容が契約の内容（品質、規格、性能、数量等）に適合しているかどうか、確認を行うこと。
- 検査職員**⇒検査及び給付の完了の確認を行う職員。会計担当責任者になる。
- 検査担当者**⇒検査職員が検査及び給付の完了の確認を行うことができない場合に、検査職員に代わり、検査及び給付の完了の確認を行う職員。
検査窓口の部署に所属する職員が該当する（**但し、発注者及び監督職員とは別の職員**）。
- 発注者**⇒取引業者に発注の連絡を行う職員。検査窓口の部署に所属する職員が該当する。
（**但し、検査担当者とは別の職員**）。
- 監督職員**⇒契約の履行についての監督に関することを行う職員。各事業担当部署に所属する職員が該当する（**但し、検査担当者とは別の職員**）。

3. 検査窓口の場所①

検査窓口の部署	検査対象	住所
本部事務局経理課（契約担当）	<u>本部における工事請負契約以外の契約で、本部環境整備課及び文化財防災センターに係るもの以外</u>	東京都台東区上野公園13-9
本部事務局環境整備課	1. <u>本部における工事請負契約</u> 2. <u>本部における工事請負契約以外の契約で、本部環境整備課に係るもの</u>	東京都台東区上野公園13-9
文化財防災センター（総務担当）	<u>本部における工事請負契約以外の契約で、文化財防災センターに係るもの</u>	奈良県奈良市二条町2-9-1
東京国立博物館経理課契約担当	<u>東京国立博物館における工事請負契約以外の契約で、東京国立博物館環境整備課が所掌する予算によるもの以外の給付の完了確認</u>	東京都台東区上野公園13-9
東京国立博物館環境整備課	1. <u>東京国立博物館における工事請負契約において受ける給付の完了確認</u> 2. <u>東京国立博物館における工事請負契約以外の契約で、東京国立博物館環境整備課が所掌する予算によるものの給付の完了確認</u>	東京都台東区上野公園13-9

3. 検査窓口の場所②

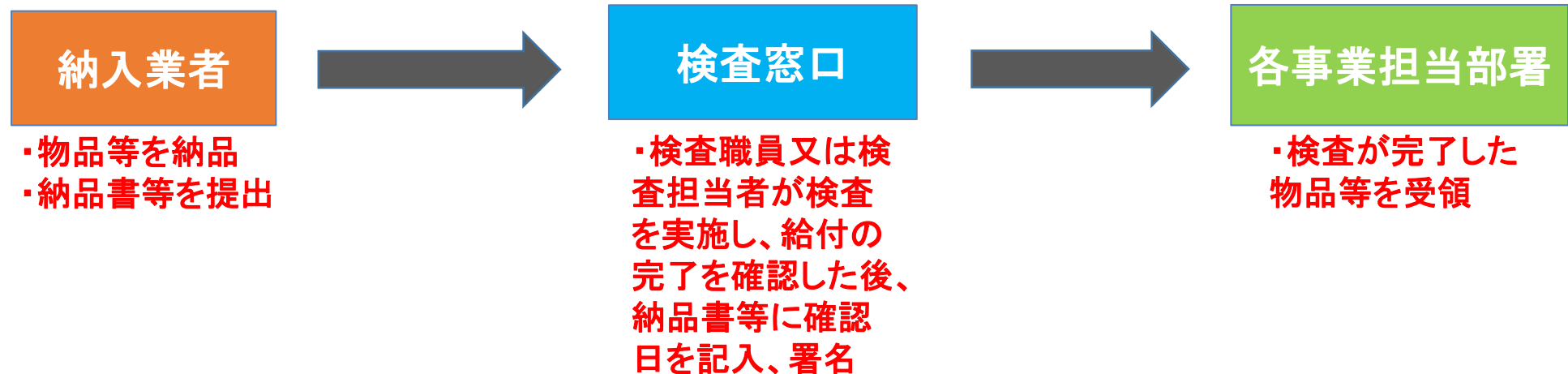
検査窓口の部署	検査対象	住所
京都国立博物館総務課財務係	<u>京都国立博物館における契約において受ける給付の完了確認</u>	京都府京都市東山区茶屋町527
奈良国立博物館総務課財務係	<u>奈良国立博物館における契約において受ける給付の完了確認</u>	奈良県奈良市登大路町50
九州国立博物館総務課財務係	<u>九州国立博物館における契約において受ける給付の完了確認</u>	福岡県太宰府市石坂4-7-2
皇居三の丸尚蔵館財務課	<u>皇居三の丸尚蔵館における契約において受ける給付の完了確認</u>	東京都千代田区千代田1-8

3. 検査窓口の場所③

検査窓口の部署	検査対象	住所
東京文化財研究所管理課契約係	<u>東京文化財研究所における契約において受ける給付の完了確認</u>	東京都台東区上野公園13-43
奈良文化財研究所総務課財務係	<u>奈良文化財研究所における契約のうち、平城地区において受ける給付の完了確認</u>	奈良県奈良市二条町2-9-1
奈良文化財研究所連携推進課（都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）担当）	<u>奈良文化財研究所における契約のうち、飛鳥・藤原地区において受ける給付の完了確認</u>	奈良県橿原市木之本町94-1
奈良文化財研究所連携推進課（飛鳥資料館担当）	<u>奈良文化財研究所における契約のうち、飛鳥資料館において受ける給付の完了確認</u>	奈良県高市郡明日香村奥山601
アジア太平洋無形文化遺産研究センター総務担当	<u>アジア太平洋無形文化遺産研究センターにおける契約において受ける給付の完了確認</u>	大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁 (堺市博物館内)

4. 納品・検査手続き

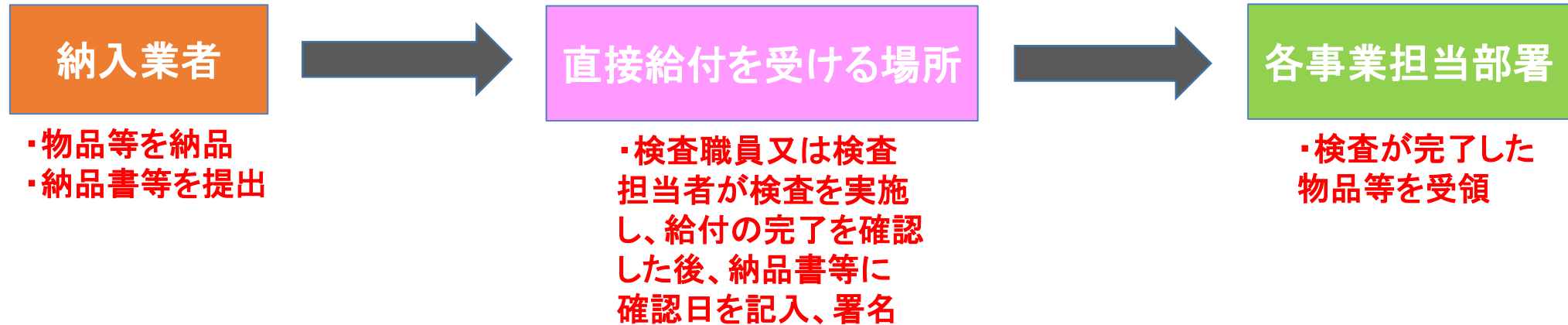
【原則の納品・検査フロー】



原則、機構内各施設に納入される物品等の納品先及び納品書等の提出先は検査窓口となり、検査職員又は検査担当者が検査窓口にて検査を行います。

4. 納品・検査手続き

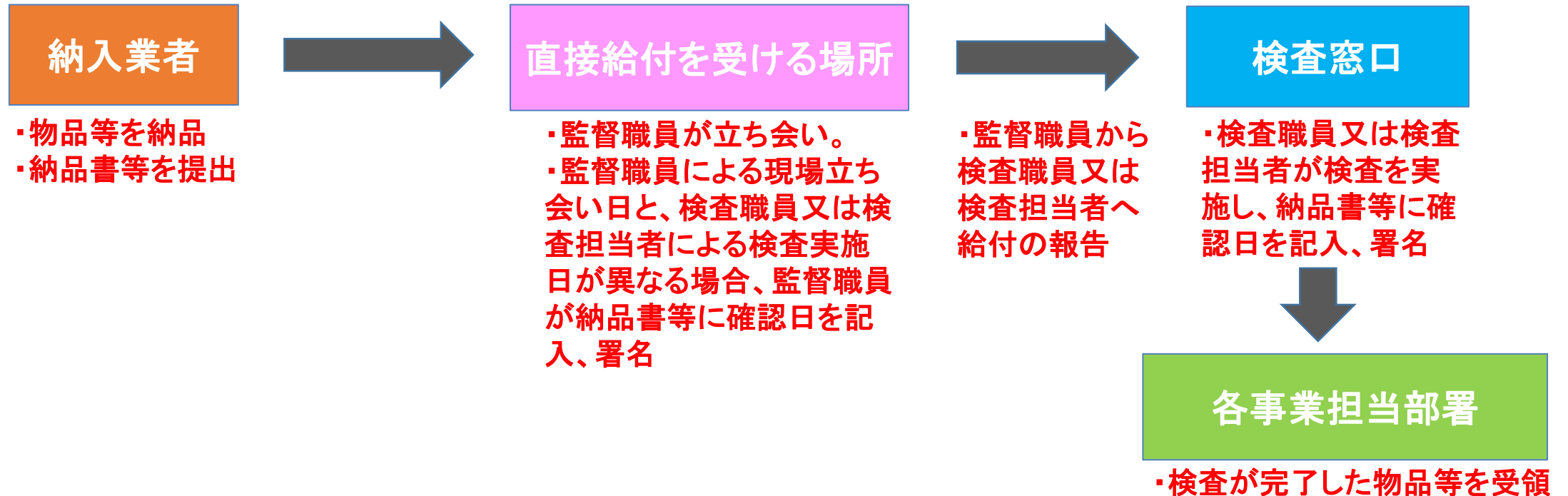
【検査窓口において検査することができない場合の納品・検査フロー】



※大型機器等検査窓口に物品等の持ち込みが不可能な場合など、検査窓口において検査することができない場合、物品等の納品先及び納品書等の提出先は直接給付を受ける場所となり、検査職員又は検査担当者が、直接給付を受ける場所に赴いて検査を行います。

4. 納品・検査手続き

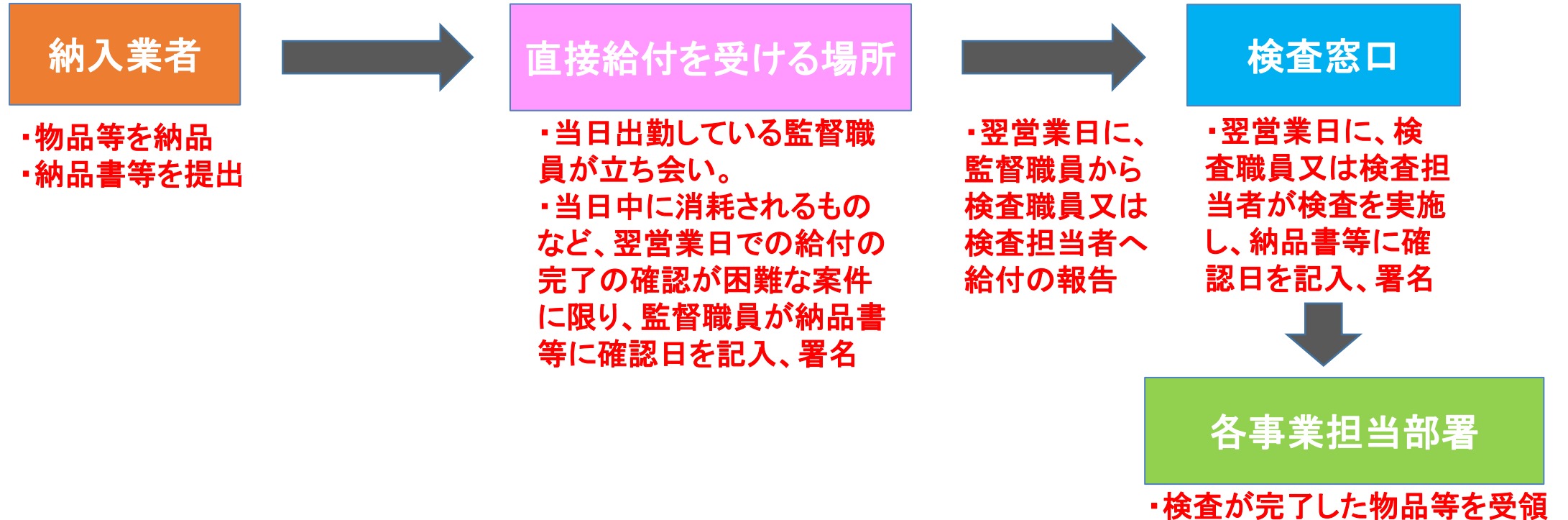
【遠隔地における納品の場合の納品・検査フロー】



※遠隔地における納品の場合、物品等の納品先及び納品書等の提出先は直接給付を受ける場所となります。現場にて監督職員が立ち会い、監督職員から検査職員又は検査担当者へ給付の報告を行います。その後、検査職員又は検査担当者が検査窓口にて検査を行います。

4. 納品・検査手続き

【休日・営業時間外の場合の納品・検査フロー】



※休日・営業時間外の場合、物品等の納品先及び納品書等の提出先は直接給付を受ける場所となります。現場にて監督職員が立ち会い、翌営業日に、監督職員から検査職員又は検査担当者へ給付の報告を行います。その後、検査職員又は検査担当者が検査窓口にて検査を行います。

5. Q & A

Q1 令和5年4月1日より何が変わりますか。

A1 検査職員が検査及び給付の完了の確認を行うことができない場合、従前は発注依頼者(原課)が代行していましたが、検査担当者が代行するという運用に変更します。また、従前は発注者と検査担当者が同一になるケースが存在していましたが、発注者と検査担当者を分けるという運用に変更となります。

Q2 納品物について、検査が行われていないとどうなりますか。

A2 原則として支払いが行われませんので、御注意いただきますようお願いいたします。

Q3 役務提供の場合の手続きはどうなりますか。

A3 原則として、8ページ目にお示したフローに準ずる手続きとなりました。遠隔地の場合は9ページ目のフロー、休日・営業時間外の場合は10ページ目のフローに準ずる手続きとなりました。